

特定非営利活動法人ライフリレーション研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ライフリレーション研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人口減に悩む地域に関係する市民に対して、地域活性化や第一次産業振興のための幸福度の高いコーディネート事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域活性化を行うためのまちづくり事業
- (2) 自然環境保全を念頭に置いた第一次産業振興支援のための事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 5 人以下

(2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	寶珠山 眞理子
副理事長	吉村 有美子
同	平野 ゆかり
監事	上野 一男
監事	近藤 貞江

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人	5,000円	団体	10,000円

(2) 年会費

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人	1口	5,000円	(1口以上)
	団体	1口	10,000円	(1口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンライフリレーションケンキュウジョ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ライフリレーション研究所

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	村シヤマ マリコ 竈珠山 眞理子	[Redacted]	無	理事長
理事	ヨシムラ ミコ 吉村 有美子		無	副理事長
理事	ヒラノ ユカリ 平野 ゆかり		無	副理事長
監事	ウエノ カズオ 上野 一男		無	
監事	コトノリ サダエ 近藤 貞江		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

日本の総人口は、50年後には8,700万人、約7割に減少するといわれ、深刻な人口減少に直面しています。当然、生産年齢人口も減少の一途をたどり、徐々に社会の活力鈍化に繋がっていくと思われまます。特に地方では経済活動が低下して、社会インフラの維持やサービスの提供が困難になるなどの課題が生じています。これに加え国内産業の空洞化や、長い間日本の経済と文化を支えてきた第一次産業の衰退も進行しています。その結果、地方の経済基盤は脆弱化し、人口流出が加速、市街地といわれる地域でも過疎化が始まっています。

しかし、私たちはこの日本の現状を悲観的に捉えるのではなく、コンパクトシティーの概念を基として理想的な人口比率、分布率のまちづくり、国民一人一人が喜んで暮らせる幸福度の高いまちづくりを、行政とともに、民間企業、組合、NPOなどの団体と協働して、地域社会の活性化を図っていきたくと考えます。そして、第一次産業の再生、若年層の雇用促進、高齢者やソーシャルワーカーの雇用および生活環境改善など、多面的な問題の解決を目指します。

今後、地方都市を小規模かつ効率的に再構築し、第一次産業に新しい技術やシステムを考案、導入。持続可能性を踏まえた形で、今の日本が抱える課題を包括的に解決する有効なアプローチを行っていきます。そして、この活動を数値的に記録することで、プロトタイプとして同様の問題に悩む他の地域や世界の国々の参考になるよう、開示していきたくと考えています。

以上の非営利活動を行うにあたり、特定非営利活動法人として展開することで、社会の信頼を確保、透明性と誠実性を基盤に、寄付や助成金、会費などを通じて安定した財源を確保し、責任を持った事業を行っていくことを目指します。

2024 年 11月 6日

法人の名称 特定非営利活動法人
ライフレーション研究所

設立代表者 寶珠山 眞理子

2025年度事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人ライフリレーション研究所

1 事業活動方針

人口減に悩む地域への活動支援事業を推進するにあたり、次年度の活動に向けて滞りなく調査、準備を行います。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 地域活性化を行うためのまちづくり事業

ア 老朽化した住宅等を活用したまちづくりコーディネート事業

- ・内 容 住民の高齢化、空室問題、交通機能低下に悩む公営団地を活性化させるための調査
- ・日 時 2025年4月～2026年3月
- ・場 所 神奈川県横浜市
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 神奈川県横浜市民3,700,000人
- ・支出見込額 200,000円

② 自然環境保全を念頭に置いた第一次産業振興支援のための事業

ア 高齢化や後継者不足に悩む第一次産業の振興支援コーディネート事業

- ・内 容 三重県中部、松阪市域から奈良県に接する旧・飯高町域の産業を支援して活性化させるための調査
- ・日 時 2025年4月～2026年3月
- ・場 所 三重県松阪市飯南町
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 松阪市飯南町民5,800人
- ・支出見込額 570,000円

2026年度事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人ライフリレーション研究所

1 事業活動方針

前年度の調査に基づき、各地域の行政、NPO等各種団体との協働を図り、実質的なアプローチを行います。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 地域活性化を行うためのまちづくり事業

ア 老朽化した住宅等を活用したまちづくりコーディネート事業

- ・内 容 住民の高齢化、空室問題、交通機能低下に悩む公営団地を活性化させるための調査
- ・日 時 2026年4月～2027年3月
- ・場 所 神奈川県横浜市
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 神奈川県横浜市民3,700,000人
- ・支出見込額 300,000円

② 自然環境保全を念頭に置いた第一次産業振興支援のための事業

ア 高齢化や後継者不足に悩む第一次産業の振興支援コーディネート事業

- ・内 容 三重県中部、松阪市域から奈良県に接する旧・飯高町域の産業を支援して活性化させるための調査
- ・日 時 2026年4月～2027年3月
- ・場 所 三重県松阪市飯南町
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 松阪市飯南町民5,800人
- ・支出見込額 600,000円

活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ライフレーション研究所

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(個人10,000円×10人)	100,000		
賛助会員受取会費(個人10,000円×10人)	100,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
ボランティア評価益	360,000		
施設等受入評価益	610,000	1,170,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金・補助金	170,000	170,000	
4. 事業収益			
事業収益	0	0	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計	1,540,000	1,540,000	1,540,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
臨時雇賃金・謝礼金等	100,000		
人件費計	100,000		100,000
(2) その他経費			
外注費			
会議費	120,000		
旅費交通費	300,000		
施設等受入評価費用	250,000		
その他経費計	670,000		670,000
事業費計	770,000		770,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
ボランティア評価費用	360,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	360,000		360,000
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
施設等受入評価費用	360,000		
その他経費計	410,000		410,000
管理費計	770,000		770,000
経常費用計	1,540,000		1,540,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ライフレーション研究所

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(個人5,000円×10人)	50,000		
賛助会員受取会費(既存5,000円×10人/新規10,000円×5人)	100,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
ボランティア評価益	360,000		
施設等受入評価益	460,000	1,020,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金・補助金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
事業収益	0	0	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計	1,670,000	1,670,000	1,670,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
臨時雇賃金・謝礼金等	100,000		
人件費計	100,000		100,000
(2) その他経費			
外注費	300,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	300,000		
施設等受入評価費用	100,000		
その他経費計	800,000		800,000
事業費計	900,000		900,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
ボランティア評価費用	360,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	360,000		360,000
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
施設等受入評価費用	360,000		
その他経費計	410,000		410,000
管理費計	770,000		770,000
経常費用計	1,670,000		1,670,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0